

# 記入例

(協議離婚)

## 離婚届

令和 〇年 〇月 〇日 届出

神奈川県綾瀬市 長 殿

消せるペンや鉛筆は使用しないでください。  
文字を誤って記入した場合は、修正液や修正テープは使用せず、二重線で訂正してください。

離婚届を提出する日付を記入してください。

離婚届と同時に転入届(転居届)を出す場合は、転入(転居)後の内容を書いてください。転出届を同時に出す場合は転出前の内容を書いてください。

離婚届だけでは住所や世帯主は変わりません。開庁時間中(平日の8:30から17時の間)に「住民異動届」を提出してください。

戸籍簿本に記載されている父母(養父母)を現在の氏名で記入してください。父母(養父母)が亡くなっている場合も記入してください。

通知	口要	口不要
妻	口要	口不要
不受理	口要	口不要
通知	口要	口不要
使者	口要	口不要
送付	口要	口不要

住所を定めた年月日	記入不要
夫	記入不要
妻	記入不要

(フリガナ)	夫 アヤハ	タロウ	妻 アヤハ	ハナコ
氏名	綾瀬 太郎		綾瀬 花子	
生年月日	昭和 59 年 12 月 31 日		昭和 平成 63 年 1 月 1 日	
住所	神奈川県大和市中央1丁目1番1号		神奈川県綾瀬市早川550番地1	
	アパートマンション101			
本籍	神奈川県海老名市勝瀬175番地 番地 1			
	筆頭者の氏名 綾瀬 太郎			
父母及び養父母の氏名	夫の父 綾瀬 一郎	続き柄	妻の父 藤沢 虎次郎	続き柄
父母との続き柄	母 綾瀬 厚子	長 男	母 座間 小百合	二 女
	養父 長男、二男、三男...	続き柄	養父 座間 元	続き柄
	養母	養子	養母	養女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚			
	<input type="checkbox"/> 調停	年月日		
	<input type="checkbox"/> 審判	年月日		
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる		
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻	<input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
	神奈川県綾瀬市早川550 番地 1		(フリガナ)	ザマ ハナコ
	筆頭者の氏名 座間 花子			

建物名や部屋番号は本籍に含まれないので、記入しないでください。

【未成年の子がいる場合】必ず双方が確認のうえ☑をつけてください。

### 【未成年の子がいる場合】

①子の親権について父母のどちらかまたは父母双方を選択し、該当する欄に子どもの氏名(フルネーム)を記入してください。  
※親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申し立てをしている場合、「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申し立てがされている子」の欄に子どもの氏名(フルネーム)を記入してください。  
→親権を指定する審判の確定又は調停の成立後に、親権者指定届をする必要があります。審判による場合は審判書謄本及び審判確定証明書、調停による場合は調停調書の謄本を添付し、届出を行ってください。

②親権者の定めについて真意に基づいて合意した旨にチェックをいれてください。  
※親権者を定めても子の戸籍(氏)に変動はありません。子を離婚後の親権者の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所の許可を得て「入籍届」の届出が必要です。

日中連絡のつきやすい番号を記入してください。

連絡先	夫 (●●●●●●●●-●●●●)
	妻 (●●●●●●●●-●●●●)

協議離婚の場合、成人2名の署名が必要です。(裁判での離婚の場合は不要)

夫と妻の署名(それぞれ自署)が必要です。

(6)	同居の期間	平成 〇年 〇月 から	令和 〇年 〇月 まで
(7)	別居する前の住所	番地 番号	
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
(9)	夫妻の職業	夫の職業 専門・技術職	妻の職業 事務職
(10)	届出人署名	夫 綾瀬 太郎 印	妻 綾瀬 花子 印
	署名	綾瀬 一郎 印	秦野 伊勢子 印
	生年月日	昭和 平成 33 年 3 月 3 日	昭和 平成 20 年 2 月 2 日
	住所	神奈川県綾瀬市早川550番地	東京都調布市小島町2丁目35番地1
	本籍	神奈川県綾瀬市早川550 番地 1	宮城県仙台市青葉区国分町 3丁目 7 番地 番

### <旧姓にもどる場合>

- もとの戸籍にもどる: 婚姻直前の本籍・筆頭者の氏名
  - 新しい戸籍をつくる: 新しい本籍・旧姓にもどる方本人の氏名
- ※婚姻前の戸籍が除籍となっており、もどれない場合は、新しい戸籍をつくることになります。

### <婚姻中の氏を継続する場合>

この欄は空欄です。「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)を同時に提出してください。離婚届と別て「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する場合には、一度婚姻前の氏に戻ります。

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について	<input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うという取り決めをしている場合にも「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
親子交流について	<input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話し、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをすと取決めしている場合や、諸事情により交流を実施しないと取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。	
養育費の分担について	<input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 養育費: 経済的に自立していない子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。養育費: 経済的に自立していない子(アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費

【未成年の子(養育費は経済的に自立していない子)がいる場合】  
「離婚後の子育ての分担」「親子交流について」「養育費の分担について」のそれぞれ当てはまる箇所にチェックを入れてください。

- ・戸籍の記載には1週間前後のお時間がかかります。(他市区町村は更にお時間がかかります)
- ・外国人同士の場合は、国によっては協議離婚が出来ない場合があります。